



富士見市 文化芸術振興基本計画



はじめに ～富士見市の文化芸術振興～

本市では、第5次基本構想（平成23年度から平成32年度）において「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市」を将来都市像とし、笑顔にあふれ、誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめています。

また、文化芸術を振興し、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりを推進するため、平成24年6月に埼玉県及び政令市「さいたま市」を除く県内自治体としては初となる「富士見市文化芸術振興条例」を制定し、さらに約3か年にわたり市民との協働で検討を重ね、本計画を策定いたしました。

本計画がスタートしてから5年が経過し、この間、計画的な事業の推進により、着実に文化芸術の裾野を広げるとともに、文化芸術のまちづくりをすすめてまいりました。

一方で、法改正や新たな法律の施行など、文化芸術を取り巻く環境も変化してまいりました。

平成29年6月に、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、平成30年6月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」ならびに、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が施行されました。

この法改正や新たな法律の施行により、市は、より一層、いつでも、どこでも、誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくりをすすめることが求められました。

本市では、これらの変化を本計画に反映させるため、公募市民の方をはじめ、文化芸術、生涯学習、福祉、青少年、商工、農業、町会、学校教育などの多彩な団体から推薦された方々からなる「富士見市文化芸術振興委員会」において、市民との協働による検討を重ねるほか、見直しに伴う市民アンケートやパブリックコメントの実施、学識者からもアドバイスをいただくなど、幅広く声をお聞きする機会を設けてまいりました。

市民の皆様とともに改訂した新たな計画に基づき、更なる文化芸術施策に取り組むことで本市の魅力を発信するとともに、市民協働による文化芸術のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

結びに、ご協力いただきました多くの方々に心より感謝申し上げますとともに、この計画が本市の文化芸術振興の道標として活用されるよう、尚一層のご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。



富士見市長 星野 光弘

富士見市文化芸術振興基本計画 目 次

第1部 文化芸術振興基本計画

第1章 富士見市文化芸術振興基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定に至る経緯	1
2 計画策定の目的	2
3 計画の期間	2
4 基本理念・基本目標	3
第2章 文化芸術振興基本計画の基本目標と施策の柱	6
基本目標1 【育む】	
感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます。	
《展開の方針》	7
施策の柱1 文化芸術に親しむための市民の創造活動の促進	8
施策の柱2 未来にはばたく子どもへの文化芸術活動の充実	9
施策の柱3 世代間が結びつく生き活きとしたまちづくり	10
施策の柱4 地域の文化資源の活用と継承	11
施策の柱5 キラリ☆ふじみでの創造と発信	12
基本目標2 【繋ぐ】	
仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます。	
《展開の方針》	13
施策の柱1 公民館や交流センター、資料館、図書館などを活かした地域での文化芸術活動の充実	14
施策の柱2 生涯学習と連携した文化芸術の振興	15
施策の柱3 参加・発表の機会の充実	16
施策の柱4 多様な分野との連携	17
施策の柱5 子どもたちが学びの場で文化芸術にふれあう活動の推進	18
基本目標3 【活かす】	
心のやすらぎをうむ、文化芸術の溢れるまちづくりをすすめます。	
《展開の方針》	19
施策の柱1 鑑賞機会の充実	20
施策の柱2 日常生活の中の文化芸術	21
施策の柱3 豊かな文化芸術活動が持続できる環境づくり	22
施策の柱4 文化芸術を活かしたふるさと意識の共有	23
施策の柱5 情報ネットワーク・広報の充実	24

基本目標4 【支える】

誰もが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりをすすめます。

《展開の方針》	25
施策の柱1 文化芸術活動を支える（コーディネート機能）組織づくりの推進	26
施策の柱2 文化芸術振興の担い手（マネジメントやコーディネートを担当する人材）の育成・配置	27
施策の柱3 指導者の確保・育成、アーティストの活用	28
施策の柱4 公民館や交流センター、コミュニティセンターなどの施設の充実	29
施策の柱5 キラリ☆ふじみの施設の充実	30
施策の柱6 参加しやすい環境づくり	31
施策の柱7 行政の文化化（情報の共有・職員の意識の向上）	32
施策の柱8 文化芸術振興の経済的な支援	33
第3章 計画の推進体制	34
1 計画の推進体制	34
（1）計画推進の主体	34
（2）実施・推進の体制	35
① 進行管理・計画の策定	35
ア 富士見市文化芸術振興委員会	35
イ 富士見市文化芸術振興庁内委員会	35
ウ 第三者による評価	35
② 計画の実施体制	36
ア 富士見市	36
イ 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ	36
ウ 文化芸術活動を支える（コーディネート機能）組織	36
③ 施策全般の遂行	36
ア 富士見市（自治振興部 地域文化振興課）	36
イ 公共施設	36
④ 富士見市文化芸術アクションプランの推進	37
ア 富士見市文化芸術アクションプラン（実施計画）	37
2 国、県、他団体などとの連携	37
3 研究機関、教育機関との協働	37
イメージ図1	38
イメージ図2	39

第2部 資料編

第1章 文化芸術をとりまく状況	43
1 社会の状況など	43
2 富士見市の状況	44
（1）市民の文化芸術活動	44
① 富士見市民文化祭・富士見市舞台芸術鑑賞会	44
② 公共施設での市民による文化芸術活動	44
③ 顕彰	45
ア 文化ともしび賞	45
イ 下總皖一音楽賞	46
（2）富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ	47
① 事業・運営管理の基本方針	47
ア 事業の特色	47
イ 運営管理の特色	47
② キラリ☆ふじみの特色ある取り組み	48
ア 市民協働による運営	48
イ 芸術監督制度	48
ウ オリジナル作品の制作・発信	48
③ 市制施行40周年・市民文化会館キラリ☆ふじみ開館10周年 記念事業の開催	49
ア 市制施行40周年・市民文化会館キラリ☆ふじみ開館10周年 記念事業「キラリと輝く市民コンサート」	49
イ 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ開館10周年記念式典	50
（3）公共施設の文化芸術事業	50
（4）文化芸術振興条例の制定	51
（5）文化芸術アドバイザー	51
（6）富士見市の無形文化財	52
第2章 巻末資料	
1 文化芸術振興基本計画市民アンケート調査結果	54
2 富士見市文化芸術振興条例	67
3 富士見市文化芸術振興委員会条例	70
4 富士見市文化芸術振興委員会名簿	72
5 富士見市文化芸術振興庁内委員会設置要綱	73
6 文化芸術基本法	75
7 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	85
8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	91
9 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律	97

